

目

次

	頁
第 22 号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例.....	98
第 23 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例.....	100
第 24 号議案 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例.....	101
第 25 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....	103
第 26 号議案 知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	104
第 27 号議案 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例.....	105
第 28 号議案 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例.....	107
第 29 号議案 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例.....	108
第 30 号議案 埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例.....	109
第 31 号議案 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例.....	110
第 32 号議案 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例.....	111
第 33 号議案 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例.....	112
第 34 号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例.....	113
第 35 号議案 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例.....	117
第 36 号議案 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例.....	123
第 37 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例.....	127
第 38 号議案 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例.....	130

第 39 号議案	埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例	131
第 40 号議案	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例.....	133
第 41 号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	134
第 42 号議案	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	135

第二十二号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表企画財政部の項第一号中「七千円」を「一万四百年」に改め、同項第六号中「、第三十八条の五第九項又は第三十九条の九十八第九項」を「又は第三十八条の五第九項」に改め、同項第七号中「、第三十八条の五第十項第四号又は第三十九条の九十八第十項第二号」を「又は第三十八条の五第十項第四号」に改め、同項第九号中「又は国土交通大臣の登録を受けていることの確認」を削り、「不動産鑑定業者登録証明等手数料」を「不動産鑑定業者登録証明手数料」に改める。

別表危機管理防災部の項第三十七号中「九千三百円」を「一万六千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に、「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項第三十八号中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同項第五十一号中「二千円」を「二千七百円」に改め、同項第五十八号中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同項第六十号中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同項第六十九号中「二万四千円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

別表都市整備部の項第八十五号中「七千円」を「八千二百円」に改め、同項第九十二号中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「若しくは第六十三第三項第五号イ」に改め、同項第九十三号中「、第六十三第三項第六号若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を「若しくは第六十三第三項第六号」に改め、同項第四百号中「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表企画財政部の項第九号の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県手数料条例別表危機管理防災部の項第五十一号、第五十八号及び第六十号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（埼玉県証紙条例の一部改正）

3 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第六号中「不動産鑑定業者登録証明等手数料」を「不動産鑑定業者登録証明手数料」に改める。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、行政書士試験手数料等の額を改定するとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十三号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千九百七十六人」を「七千六十人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症対応体制及び児童虐待防止対策体制の強化に対処するため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十四号議案

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「支給」の下に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表の五の項を次のように改める。

五 削除	
---------	--

別表第二の五の項中「療育手帳」の下に「（知的障害者（知的障害のある児童を含む。）に対して交付する手帳であつて、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）」を加える。

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項及び六の項を次のように改める。

五 知事	肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
六 知事	埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）による特別県営住宅（同条例第二条第一号に規定する特別県営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の三の項中「別表第二の二十六の項の第四欄」を「別表第二の三十七の項の第四欄」に改め、同表の五の項中「ものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同表に次の一項を加える。

六 知事	埼玉県特別県営住宅条例による特別県営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの				
	<table border="1"> <tr> <td>身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>外国人生活保護関係情報であつて</td> </tr> </table>	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて
身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの					
療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの					
生活保護関係情報であつて規則で定めるもの					
外国人生活保護関係情報であつて					

規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条中別表第二の三の項の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、個人番号を利用することができる事務として特別県営住宅の管理に関する事務を追加する等したので、この案を提出するものである。

第二十五号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第三十条第二号イ中「第二条第三号イ及びハ」を「第二条第三号ロ」に改める。

本則に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第三十四条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十五条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

令和三年九月九日付で埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めたいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の期末手当の特例に関する条例（令和三年埼玉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

知事の期末手当を支給しない期間を延長したいので、この案を提出するものである。

第二十七号議案

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例

(埼玉県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 埼玉県吏員恩給条例(昭和八年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第六十二条 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」とする。

一 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(令和四年埼玉県条例第 号)の施行の日(以下この条において「改正条例施行日」という。)の前日において第二十二条第一項及び第二項の規定による増加退隠料について同条第五項において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項から第五項までの規定

二 改正条例施行日の前日において第三十一条第一項の規定による扶助料について第三十三条第二項において準用する恩給法第七十五条第二項及び第三十条第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

2 改正条例施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている第三十一条第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに第三十二条及び第三十八条第一項の規定の適用については、第三十一条第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」と、第三十二条及び第三十八条第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」とする。

(埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年埼玉県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「(十八歳以上二十歳未満の子にあつては心身に著しい障害がある者である子に限る。)」を削り、同項第二号中「(前号に規定する子に限る。)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において埼玉県吏員恩給条例第三十三条第一項第一号に規定する扶助料について第二条の規定による改正前の埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年埼玉県条例第五十三号）附則第六条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する埼玉県吏員恩給条例第三十三条第三項及び第二条の規定による改正後の埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例（以下この条において「新昭和五十一年改正条例」という。）附則第六条第一項の規定の適用については、埼玉県吏員恩給条例第三十三条第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、新昭和五十一年改正条例附則第六条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子（十八歳以上二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）にあつては心身に著しい障害がある者である子に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

令和四年二月十七日提出

埼玉県 知事 大野 元裕

提 案 理 由

民法の一部改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、未成年の子がいることにより扶助料の寡婦加算の対象となつてゐる者等がその権利を失わないようにする等したいので、この案を提出するものである。

第二十八号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表に次のように加える。

8	特定非営利活動法人環境ネットワ ーク埼玉	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁 目六番五号
---	-------------------------	---------------------------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定の申出があつた特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人として指定し、及び同条例の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について指定の取消しをしたいので、この案を提出するものである。

第二十九号議案

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に婚姻をし、民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされた者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際に十六歳以上十八歳未満の者であつて、改正法附則第三条第二項の規定により婚姻をし、同条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされたものについては、なお従前の例による。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

民法の一部改正により婚姻適齢が引き上げられることに伴い、青少年の定義を改めたいので、この案を提出するものである。

第三十号議案

埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

埼玉県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第一号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県消費者行政活性化基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十一号議案

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（特定化学物質の取扱量等の令和五年度の報告の特例）

14 第七十四条第二項の規定により令和五年度において報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事項に係る第七十一条第一号の規定の適用については、同号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質」とあるのは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十八号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に定める第一種指定化学物質」と、「同条第三項に規定する第二種指定化学物質」とあるのは「同令別表第二に定める第二種指定化学物質」とする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特定化学物質の取扱量等の報告についての特例措置を定めたので、この案を提出するものである。

第三十二号議案

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表行田市の項中「百五十七人」を「百六十七人」に改め、同表所沢市の項中「四百九十六人」を「五百人」に改め、同表加須市の項中「三百三十六人」を「二百四十七人」に改め、同表春日部市の項中「三百四十七人」を「三百四十五人」に改め、同表上尾市の項中「三百二十五人」を「三百三十人」に改め、同表志木市の項中「八十四人」を「八十六人」に改め、同表久喜市の項中「二百九十人」を「二百九十一人」に改め、同表北本市の項中「百四十九人」を「百五十一人」に改め、同表坂戸市の項中「百四十九人」を「百五十人」に改め、同表ふじみ野市の項中「百七十三人」を「百七十五人」に改め、同表白岡市の項中「百五人」を「百八人」に改め、同表滑川町の項中「四十一人」を「四十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

第三条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

基金には、各会計年度における国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を積み立てることができる。

第七条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

第八条中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改める。

附則第三項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政安定化基金を国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制等のために処分することができるようにする等したので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号ロを次のように改める。

ロ 原湯（浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、「原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、「上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水の水质は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

第五条第三号ニ中「上り用湯及び上がり用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホ中「原湯を貯留する貯湯槽（以下この号ホにおいて「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。）」に改め、同号ホ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ヘ中「循環ろ過器」を「ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）」に改め、同号ト中「循環ろ過器を」を「ろ過器を」に改め、同号ト(1)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ト(2)中「循環ろ過器」を「ろ過器等」に改め、同号ト(3)中「集毛器」の下に「（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。第九条第四号ホ(3)、第十条第三号ホ(3)及び第十一条第一号ホ(3)において同じ。）」を加え、同号チを次のように改める。

チ 浴槽からあふれ出た湯水（以下「オーバーフロー水」という。）及びオーバーフロー水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこととし、オーバーフロー水及び回収槽の湯水は浴槽水とは別に消毒すること。

第五条第三号ワ中「循環」を「循環ろ過」に、「ロからヌまで及びヲ」を「ロからヲまで及びヨ」に改め、同号ワを同号タとし、同号ヲを同号ヨとし、同号ルを同号カとし、同号ヌ中「浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱」を「調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下ヲにおいて同じ。）」に改め、同号ヌを同号ヲとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ シャワーは、毎週一回以上内部の水が置き換わるように通水することとし、シャワーヘッドとホースは定期的に点検し、毎年一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄及び消毒すること。

第五条第三号リ中「循環ろ過器でろ過した」を「浴用に使用した」に改め、同号リを同号ルとし、同号チの次に次のように加える。

リ 水位計配管は、毎週一回以上清掃することとし、必要に応じて消毒すること。

又 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（第九条第四号ト、第十条第三号ト及び第十一条第一号トにおいて「気泡発生装置等」という。）は、必要に応じて清掃及び消毒すること。

第九条第四号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニを次のように改め、同号ニを同号トとする。

ニ 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第九条第四号ハ中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

第九条第四号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

第十条第三号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニを次のように改め、同号ニを同号トとする。

ニ 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口か

ら土ぼこりが入らないような構造であること。

第十条第三号ハ中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

第十条第三号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

第十一条第一号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニを次のように改め、同号ニを同号トとする。

ニ 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第十一条第一号ハ中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

第十一条第一号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

第十三条中「第五条第三号ヲ」を「第五条第三号ヨ」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項本文の許可を受けている者の当該許可又は同項本文の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設の構造設備に改正後の第九条第四号ロ、ハ、ヘ及びト(1)、第十条第三号ロ、ハ、ヘ及びト(1)又は第十一条第一号ロ、ハ、ヘ及び

ト(1)の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が変更されるまでの間は、当該部分に係る構造設備の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元裕

提案理由

旅館業に係る入浴設備におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するため、衛生措置の基準及び構造設備の基準を改める等したいので、この案を提出するものである。

第三十五号議案

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二号、第二十一号及び第二十八号」を「第一号ロ及びラ並びに第二号チ」に改め、同条第三項中「別表第一第一号から第十一号まで、第十七号及び第二十九号から第三十三号まで」を「別表第一第一号イからリまで、ヨ及びム並びに第二号イからニまで及びヨからツまで」に改める。

第六条中「別表第一第一号、第二十八号ロ、第二十九号イ及び第三十一号」を「別表第一第一号イ、ラ(2)及びム(1)並びに第二号レ」に改める。

第七条中「別表第一第三十三号」を「別表第一第二号ツ」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条―第七条関係）

一 施設設備

イ 浴室及び脱衣室は、男女別に設け、外部から及び男女各室相互に見通すことができないようにし、かつ、その出入口を男女別にすること。

ロ 玄関又はこれに類する場所には、通常の入浴者数に応じた十分な数の履物を保管することができる設備を設けること。

ハ 入浴者の利用しやすい場所に、男女別に客用便所を設け、これに流水式手洗設備を設けること。

ニ 浴室、脱衣室、客用便所その他の入浴者が直接利用する場所は、防虫設備を有する換気用設備（開放できる窓を含む。）を設けること。

ホ 入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）の誤飲をしないこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等の注意事項並びに入浴料金及び営業時間を表示すること。

ヘ 浴場の施設内には、善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真等の物品を掲げ、又は備えないこと。

ト 浴室又は脱衣室には、一個以上の飲料水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第九項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。）を供給する設備を設け、当該水は飲用に適するものである旨を表示すること。

チ 脱衣室の床には、耐水性材料を用いること。

リ 脱衣室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の入浴者の衣類及び携帯品

を保管することができ、設備を設けること。

又 浴室の床、周囲の腰張り及び浴槽には、耐水性材料を用いること。

ル 浴室は、床面を滑りにくい仕上げとするとともに、適当な勾配を設け、使用後の湯水が停滞することなく排出できる構造であること。

ヲ 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。ヨ並びに次号ニ及びへにおいて同じ。）栓及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。ヨ並びに次号ニ及びへにおいて同じ。）栓の設備を設けること。

ワ 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の腰掛けを備えること。

カ 浴室には、入浴者の見やすい位置に浴槽水の温度を明示する温度計を設けること。

ヨ 原湯（浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。ソ及び次号ニにおいて同じ。）、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

タ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

レ 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。次号トにおいて同じ。）を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

ソ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

ツ ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

(1) ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(2) ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水がろ過器に流入する前の位置に集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。次号又(3)において同じ。）を設けること。

(4) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ネ 浴槽からあふれ出た湯水（以下ネ及び次号ルにおいて「オーバーフロー水」という。）及びオーバーフロー水を回収する槽（以下ネ及び次号ルにおいて「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

ナ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下ナ及び次号ワにおいて「気泡発生装置等」という。）については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ラ 屋外に浴槽を設ける場合は、イからナまでの規定に準ずるほか、次のとおりとすること。

(1) 屋外の浴槽に附帯する通路等は、浴室、脱衣室等屋内の保温されている部分から直接出入りする構造であること。

(2) 屋外の浴槽及びこれに附帯する通路等（以下(2)において「屋外浴槽等」という。）は、男女別に設け、かつ、外部から及び男女各屋外浴槽等相互に見通すことができないようにすること。

(3) 屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

ム サウナ室を設ける場合は、次のとおりとすること。

(1) サウナ室、入浴者用の休憩場所及びサウナ室に附帯する通路等（以下(1)において「サウナ室等」という。）は、男女別に設け、かつ、外部から及び男女各サウナ室等相互に見通すことができないようにすること。

(2) サウナ室の床面、内壁及び天井には、必要に応じて耐熱性材料を用いること。

(3) サウナ室の床面は、隙間がなく、清掃が容易に行える構造とし、必要に応じて排水が容易に行えるように適当な勾配及び排水口を設けること。

- (4) サウナ室は、換気を適切に行える構造であること。
- (5) サウナ室には、必要に応じて非常用ブザー等を入浴者の見やすい位置に設けること。

(6) サウナ室には、入浴者の見やすい位置に温度計を設け、必要に応じて湿度計を設けること。

二 衛生管理

イ 浴室、脱衣室、客用便所その他の入浴者が直接利用する場所は、換気を十分にを行い、床面は二十ルクス以上の照度を保つこと。

ロ 浴場の施設は、常に清潔を保ち、毎日一回以上清掃すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上清掃すること。

ハ 浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。

ニ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

ホ 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

ヘ 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。
ト 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。

(1) 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

(2) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

チ 浴槽には、営業時間中常に湯水が満ちているようにすること。

リ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。

ヌ ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

(1) ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

(2) 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

(3) 集毛器は、毎日一回以上清掃すること。

(4) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。
(5) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ル オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこととし、オーバーフロー水及び回収槽の湯水は浴槽水とは別に消毒すること。

ヲ 水位計配管は、毎週一回以上清掃することとし、必要に応じて消毒すること。

ワ 気泡発生装置等は、必要に応じて清掃及び消毒すること。

カ 打たせ湯には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

ヨ 調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下ヨにおいて同じ。）を設ける場合は、当該調節箱を定期的に清掃すること。

タ シャワーは、毎週一回以上内部の水が置き換わるように通水することとし、シャワーヘッドとホースは定期的に点検し、毎年一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄及び消毒すること。

レ 七歳以上の男女を混浴させないこと。

ソ タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとすること。

ツ 営業者は、自主管理を行うため、施設の配置図、給排水の配管図等浴場の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第五条関係）

一 施設設備

イ 個室の有効面積は、おおむね八・二五平方メートル以上とすること。

ロ 個室は、脱衣場所と入浴場所との境を透明材料で区画し、その出入口から内部を見通すことができる構造であること。

ハ 個室の出入口の扉等には、適当な位置に内部を見通すことができる窓を設けてこれを有効に保ち、鍵を付けないこと。

ニ 個室には、サウナ室又は使用のたびに浴槽水を換水することができる浴槽を設け、かつ、サウナ室のみを設ける場合にあつては、シャワーを設けると。

二 衛生管理

イ 入浴者に使用させる布片類は、常に清潔を保ち、入浴者一人ごとに取り替えること。

ロ 従業員には、風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表第二号レに係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第二条第一項の許可を受けている者の当該許可又は同項の許可の申請をしている者の当該申請に係る公衆浴場に改正後の別表第一一号タ、レ、ネ及びナ(1)の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に変更されるまでの間は、当該部分に係る衛生及び風紀に必要な措置の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

公衆浴場におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するとともに、混浴制限年齢を引き下げするため、衛生及び風紀に必要な措置の基準を改める等したいので、この案を提出するものである。

第三十六号議案

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「第四章 ふぐ提供施設（第二十一条・第二十二条）」を「第四章 削除」に改める。

第二条第一号中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、「及びふぐの提供」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同号を同条第四号とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 ふぐ処理者

第三条の見出しを「（ふぐ処理者免許）」に改め、同条第一項中「ふぐ調理師に」を「ふぐ処理者に」に、「ふぐ調理師免許」を「ふぐ処理者免許」に、同条第二項第一号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に改める。

第四条の見出しを「（ふぐ処理者試験）」に改め、同条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に、「ふぐ調理師として」を「ふぐ処理者として」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一号及び第二号中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条第三号中「第十条第一項第四号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第七条中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に改める。

第八条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第九条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第十条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第一号を削り、同項中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項及び第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十一条の見出し中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第十二条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第一号中「第二十三条第一項ただし書」を「第二十三条ただし書」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同項第二号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同項第三号イ及びニ(2)中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同項第四号イ中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第二項及び第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 ふぐ処理施設及び営業者

第十三条（見出しを含む。）中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第十四条の見出し中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第一項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第二項中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項第三号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、「若しくはふぐの提供」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「すべての専任のふぐ調理師」を「全ての専任のふぐ処理者」に改め、同項第四号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第十七条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十八条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十九条第一号中「失そう」を「失踪」に改め、同条第五号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第二十条第一項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条第三項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条第一項中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「ふぐ調理師、営業者及び次項の規定により届出を行った者が次に掲げる者に」を「次に掲げる者が」に

改め、「ものを」の下に「それらの者に」を加え、同項第一号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「、営業者又は第二十一条第一項の規定による届出をした者」を「又は営業者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、「若しくはふぐ提供施設」を削る。

第二十六条第一号中「ふぐ調理師免許申請手数料」を「ふぐ処理者免許申請手数料」に、「同条第二号中「ふぐ調理師試験を」を「ふぐ処理者試験を」に、「ふぐ調理師試験手数料」を「ふぐ処理者試験手数料」に改め、同条第三号中「ふぐ調理師免許証再交付申請手数料」を「ふぐ処理者免許証再交付申請手数料」に改め、同条第四号中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設認定申請手数料」を「ふぐ処理施設認定申請手数料」に改め、同条第五号中「ふぐ取扱施設認定書交付申請手数料」を「ふぐ処理施設認定書交付申請手数料」に改め、同条第六号中「ふぐ取扱施設認定書再交付申請手数料」を「ふぐ処理施設認定書再交付申請手数料」に改める。

第二十八条第三号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第三十条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第三十一条中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第四章 ふぐ提供施設（第二十一条・第二十二条）」を「第四章 削除」に改める部分に限る。）、第二条第二号を削る改正規定、同条第三号の改正規定（同号を同条第二号とする部分に限る。）、同条第四号の改正規定（「及びふぐの提供」を削る部分及び同号を同条第三号とする部分に限る。）、同条第五号を削る改正規定、同条第六号の改正規定（同号を同条第四号とする部分に限る。）、第十二条第一項第一号の改正規定（「第二十三条第一項ただし書」を「第二十三条ただし書」に改める部分に限る。）、第十五条第三項各号列記以外の部分の改正規定（「若しくはふぐの提供」を削る部分に限る。）、第四章の改正規定、第二十三条第一項の改正規定（「ふぐ調理師、営業者及び次項の規定により届出を行った者が次に掲げる者に」を「次に掲げる者が」に改める部分及び「ものを」の下に「それらの者に」を加える部分に限る。）、同条第二項を削る改正規定、第二十五条第一項の改正規定（「、営業者又は第二十一条第一項の規定による届出をした者」を「又は営業者」に改める部分及び「若しくはふぐ提供施設」を削る部分に限る。）、第三十条及び第三十一条の改正規定並びに附則第七項及び第八項の

規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条第一項の規定によりふぐ調理師免許を受けている者は、改正後の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第一項の規定によりふぐ処理者免許を受けた者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第四条のふぐ調理師試験に合格している者は、新条例第四条のふぐ処理者試験に合格した者とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第七条の規定により交付を受けているふぐ調理師免許証は、新条例第七条の規定により交付を受けたふぐ処理者免許証とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第十三条の規定により認定を受けているふぐ取扱施設は、新条例第十三条の規定により認定を受けたふぐ処理施設とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第十四条第二項の規定により交付を受けているふぐ取扱施設認定書は、新条例第十四条第二項の規定により交付を受けたふぐ処理施設認定書とみなす。
- 7 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 8 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。
別表第百十三項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

国においてふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針等が策定されたことに伴い、ふぐ調理師試験の受験資格を見直すとともに、ふぐ提供施設に係る規制を廃止する等したいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ヨを削り、タをヨとし、レからウまでをタからムまでとし、同表第五項中テを削り、エをテとし、ヨからコまでをタからエまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ	画像解析付粒度分布測定装置	一時間	六〇〇円
---	---------------	-----	------

別表第一第一号の表第六項中ワを削り、カをワとし、ヨからムまでをカからラまでとする。

別表第二第一号の表第一項中

(12)	液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	一試料 一測定	二〇、三〇〇
(13)	イオンクロマトグラフによる分析	一試料 一測定	一四、八〇〇
(14)	赤外分光光度計による分析	一試料 一測定	四、七八〇
(15)	熱分析装置による分析	一試料 一測定	三、八八〇
(16)	X線回折装置による分析	一試料 一測定	九、七七〇
(17)	アルコールアナライザによる定量分析	一試料 一測定	二、四二〇
(18)	味覚センサによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定 一試料 一測定	一四、三〇〇 （一試料を増ごとに四、三〇円を加える
		酸味、塩味、苦味、旨味、渋味及び甘味測定 一試料 一測定	一九、八〇〇 （一試料を増ごとに五、一〇円を加える

(12)	高速液体クロマト	定性分析	一試料 一測定	一一、〇〇〇円
------	----------	------	------------	---------

円 円 円 円 円 円 円 円

を

(19) 味覚センサーによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料	一四、三〇〇円
		一測定	(一試料を増すごとに四、三七〇円を加える。)
(18) アルコールアナライザによる定量分析	一測定	一試料	二、四二〇円
		一測定	
(17) X線回折装置による分析	一測定	一試料	九、七七〇円
		一測定	
(16) 熱分析装置による分析	一測定	一試料	三、八八〇円
		一測定	
(15) 赤外分光光度計による分析	一測定	一試料	四、七八〇円
		一測定	
(14) イオンクロマトグラフによる分析	一測定	一試料	一四、八〇〇円
		一測定	
(13) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	一測定	一試料	二〇、三〇〇円
		一測定	
トグラフによる分析	一成分	一試料	一三、〇〇〇円
		一成分	(一成分を増すごとに二、〇四〇円を加える。)

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事

大野元裕

提 案 理 由

新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料の額の定めを廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十八号議案

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長したいので、この案を提出するものである。

第三十九号議案

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「又は」を「、」に改め、「なつたこと」の下に「又は既存入居者が特別県営住宅の用途の廃止により当該特別県営住宅の明渡しをすること」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条 特別県営住宅の家賃の月額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 県営住宅条例第六条第一項各号の条件を具備する者又は県営住宅条例第七条第一項の規定により県営住宅に入居することができる者 毎年度、県営住宅条例第十七条第一項に規定する方法に準じて知事が定める額（この場合において、同項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「埼玉県特別県営住宅条例第七条第二号の規定により定める家賃」とする。）

二 前号に掲げる者以外の者 次の表の下欄に掲げる基準額からそれぞれの近傍同種の住宅の家賃（毎年度、県営住宅条例第十七条第二項に規定する方法に準じて知事が定める額をいう。）を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額を平均して得た額（当該平均して得た額に百円未満の端数があるとき、又は当該平均して得た額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた額とする。）を基準額からそれぞれ控除して得た額

住宅の種類		入居開始年度	基準額
甲種住宅	昭和四十二年	昭和三十七、二〇〇円	
	昭和四十四年	昭和三六、六〇〇円	
乙種住宅	昭和四十二年	昭和三四、七〇〇円	
	昭和四十四年	昭和三五、一〇〇円	
丙種住宅	昭和四十二年	昭和三三、一〇〇円	
	昭和四十四年	昭和三三、八〇〇円	

第八条第一項中「県営住宅条例第八条」を「公営住宅法第三十五条、第三十九条及び第四十二条、県営住宅条例第八条」に、「第十九条」を「第十八条」に改め、

「第三十九条」の下に「から第四十条の二まで」を加え、同条第三項中「、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条」を「から第十六条まで」に、「、第二十九条、第二十九条の二」を「から第二十九条の二まで」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の改正規定及び第八条の改正規定（「第十九条」を「第十八条」に改める部分を除く。） 公布の日
- 二 第八条の改正規定（「第十九条」を「第十八条」に改める部分に限る。） 令和四年七月一日

令和四年二月十七日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

シラコバト住宅の建替えを踏まえ、家賃の額の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

第四十号議案

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十三人」を「七百二十六人」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

情報通信技術を活用した学校教育の推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十一号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	職員種別	学校種別
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
その他の職員	七、八五〇人	四、三六二人	一六、七二一人
	一、三八二人	四八九人	九九九人
		五一〇人	

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八五〇人」とあるのは「七、九一三人」と、「九、六九五」とあるのは「九、七九九」とする。

令和四年二月十七日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十二号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十
七号）の一部を次のように改正する。

別表幸手警察署の項中「伊坂」の下に「、伊坂北一丁目、伊坂北二丁目、伊坂中
央一丁目、伊坂中央二丁目、伊坂南一丁目、伊坂南二丁目、伊坂南三丁目」を、「松
永」の下に「、松永一丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和四年二月十七日提出

埼玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

久喜市における町の区域の新設に伴い、幸手警察署の管轄区域の規定を整備した
いので、この案を提出するものである。